

大分県里親支援センター設置・運営事業業務委託仕様書

1 目的

令和4年改正児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）により児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターを設置し、家庭養育の推進により児童の養育環境の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

里親支援センターの設置及び運営の主体（以下「設置運営主体」という。）は、社会福祉法人等であって、大分県知事が適当と認めた者とする。

3 事業開始日及び契約期間

(1) 事業開始日

里親支援センター

令和8年4月1日

(2) 契約期間

大分市以外の里親制度等普及啓発・リクルート業務、養育里親研修に係る業務及び乳幼児緊急里親確保事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 支援対象者

里親支援センターの支援対象者は、大分市在住の里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）及び大分市在住の里親等に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「利用者」という。）とする。

5 里親支援センターの設備

里親支援センターには、次の設備を設けるものとする。なお、里親支援センターは大分市内に設置すること。

(1) 事務室

(2) 利用者が訪問できる相談室等

(3) その他、事業を実施するために必要な設備

ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

6 里親支援センターの職員

里親支援センターには、以下の専任職員を置かなければならない。

(1) 里親支援センターの長

次のいずれかに該当し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項に規定された里親支援事業（同条第 2 号トに掲げる業務）の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者とする。

① 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

② 里親として 5 年以上の委託児童（法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 10 に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③ 知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(2) 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

次のいずれかに該当する者とする。

① 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

② 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力（里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を含む。）を有すると認める者

(3) 里親等支援員

次のいずれかに該当する者とする。

① 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

② 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③ 里親等への支援の実施に関して、知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(4) 里親研修等担当者（里親トレーナー）

次のいずれかに該当する者とする。

① 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

② 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

- ③ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

7 業務内容

週5日・平均40時間以上の開所を原則とし、以下に定める業務をすべて実施する。
なお、(1)、(2)ア及び(6)の事業は、大分県内全域、(2)イ～(5)の事業は、大分市内を対象地域とする。

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

① 目的

里親制度等の普及及び里親委託の推進のため、里親制度等への社会の理解を深め、里親となることを希望する者及び養子縁組によって養親となることを希望する者を確保するための積極的なリクルート活動を広く展開する。

② 内容

ア 里親制度等に関する講演会の開催等の里親制度等の広報活動

創意工夫を凝らしながら、より柔軟かつ戦略的な広報活動を展開すること。

(広報活動の例)

- ・里親制度等の講演会や説明会、出前講座等の開催
- ・チラシやポスター等の作成・配布
- ・ホームページやSNS等による広報
- ・地域情報誌やテレビ、ラジオ等による広報

イ 里親登録希望者に対する電話相談や個別相談、ガイダンス

ウ 里親登録前のアセスメント

エ 里親の認定を審議する大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に提出する書類の作成補助

③ 留意事項

ア 講演会や説明会等の実施時期、回数等についてより多くの県民が参加できるよう配慮すること。

イ 一時保護委託やショートステイ等を含め、短期間の養育を行う里親の役割についても周知を図り、短期間の養育が可能な里親の掘り起しを図ること。

ウ 里親登録前のアセスメントの結果については、報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

① 目的

里親登録及び更新に必要となる基礎研修、登録前研修及び更新研修を実施するとともに、里親等の養育技術の維持・向上を図るための研修等を実施する。

また、こどもが委託されていない里親など、大分県知事が適当と認めた里親(以下「未委託里親等」という。)に対し、こどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング等を実施し、更なる里親委託の推進を図る。

② 内容

ア 養育里親研修

養育里親の新規登録希望者を対象とした「基礎研修・登録前研修」、登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。

イ 未委託里親等トレーニング（年1回以上）

未委託里親等の養育技術の習熟度を向上させ、里親委託に結びつけることを目的に、トレーニングの受講希望者に対し、事例検討やロールプレイ、外部講師による講義、施設等における実習など、効果的なプログラムを企画・実施する。

ウ その他のトレーニング

こどもを受託している里親等の養育技術の向上や養育負担の軽減を目的としたトレーニング（例フォスタリングチェンジプログラム）など、各種トレーニングを企画・実施する。

③ 留意事項

ア 「養育里親研修」の実施時期、回数、内容等については、県と協議の上実施すること。

イ 未委託里親等トレーニングの実施に当たっては、実施期間を通じて里親等の養育技術の習熟度や課題、委託に関する意向等を把握した上で、未委託里親等トレーニング報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

ウ その他のトレーニングを実施した場合は、実施状況や効果等を報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

(3) 里親等委託推進業務

① 目的

里親等への委託が適切であると児童相談所が判断したこどもを里親等へ委託するに当たり、こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

② 内容

ア 登録里親家庭の状況一覧表の作成及び管理

担当する里親世帯におけるこどもの受託状況や委託可能の有無等に関する一覧表を作成の上、里親等を支援する他機関等に確認しながら、これを随時更新し、児童相談所と共有する。

イ こどもと委託候補里親等とのマッチング

里親等への委託が適切であると児童相談所が判断したこどもについて、児童相談所からの説明を基に、そのこどもに最も適合すると考えられる委託候補里親等を選定し、児童相談所に提案するとともに、委託に向けた調整又はその支援を行う。

ウ 委託開始前の面会・交流支援

児童相談所が決定した委託先候補者とこどもの委託前の交流支援を行う。里親等受託予定者に対し、こどもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、こどもと里親等の段階的な関係づくりを支援するとともに、里親等の家庭に対し、こどもを迎える準備を支援する。

なお、支援の実施状況については、随時児童相談所へ報告する。

エ 里親委託開始時の関係機関との連携

里親等の委託の開始に当たっては、里親等やその家族、委託される子どもを地域で支援するため、児童相談所や里親支援専門相談員、里親等が居住する地域の関係機関（学校、保育園・幼稚園、市町村（子育て支援担当課や保健センター等）、民生委員等）と連携し、情報共有等を図ること。

オ 自立支援計画への助言等

児童相談所による自立支援計画の作成又は定期的な見直しに係る助言等を行うこと。

カ 未委託里親等への支援

家庭訪問等により未委託里親等の状況を定期的に把握し、委託が可能となるよう助言や指導を行うとともに、必要に応じて未委託里親等トレーニングの受講を勧奨する。

キ 里親委託等推進委員会等の開催及び参画

大分県里親委託等推進委員会へ参画し、また、その他里親支援に関する会議を開催、参画することにより、里親支援に必要な取組の検討や情報提供等、県全体の里親養育包括支援事業の活性化を図る。

ク 県内里親等に関する調査への協力

今後の里親等支援業務における課題の明確化を図り、支援業務の企画検討を行うため、県又は管轄児童相談所が里親等の委託状況及び委託児童年齢ごとに支援ニーズに関する調査を実施する際に協力する。なお、連絡会の種類や構成等については、県と協議の上決定すること。

③ 留意事項

ア こどもと委託候補里親等の選定に当たっては、随時必要な情報を児童相談所に確認するとともに、必要に応じて助言を求めること。

イ 委託候補里親等とこどもの委託前における面会や交流、外泊については、児童相談所や里親支援専門相談員等と連携しながら、適合性の確認を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。

ウ 自立支援計画の策定後は、計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目標の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行い、児童相談所へ報告すること。

(4) 里親等養育支援業務

① 目的

里親やファミリーホーム養育者がこどもの養育に悩んだ際に、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

② 内容

ア 里親等への訪問支援

こどもの委託を受けている里親等のほか、ショートステイやレスパイト・ケア、一時保護委託など短期間の養育を行う里親等からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問してこどもの状況把握や里親等への助言、指導等を行う。

イ レスパイト・ケアの利用支援

里親等に対するレスパイト・ケアについて、委託を受けている里親等に対する事業の紹介や利用申請の支援及び管轄児童相談所との連携による実施施設又は里親等の選定や調整を行い、円滑な実施を支援すること。

ウ 里親等の相互交流支援

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等の相互の交流会を定期的で開催し、情報交換や養育技術の向上を図るほか、里親子の交流を深める。

なお、交流会は、里親会との共催により実施することができる。

エ 里親等の相互援助活動

里親等の負担を軽減するため、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭等への訪問による援助を実施する者を選定、研修の上登録し、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

③ 留意事項

ア 本業務開始後1年間においては、児童相談所職員や里親支援専門相談員の協力の下、支援を担当する里親等全てに訪問又は面会し、信頼関係の構築に努めること。

イ 里親等への定期的な訪問について、児童相談所及び里親支援専門相談員との協議により訪問計画を策定すること。

ウ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や当該里親等による養育が不適切であると認められた場合は、速やかに児童相談所に報告すること。

エ 平日に相談することが困難な共働き世帯の里親等に対する相談支援を行うため、平日夜間や祝休日の相談や訪問にも柔軟に対応すること。

オ 里親等に緊急の事態が発生した際には、里親等が夜間祝休日を問わず常時連絡が取れる体制を整備するとともに、こどもの生命に重大な危険が生じる恐れや、緊急一時保護の必要性が高いなどの事情を察知した場合は、速やかに児童相談所に連絡し、連携して対応すること。

カ 里親等の相互援助活動については、県と協議の上実施すること。

キ 里親等の相互の交流会は、里親等が主体となって企画するものとし、児童相談所や里親支援専門相談員と連携を取りながら支援すること。

(5) 里親等委託児童自立支援業務

① 目的

里親等へ委託されているこども等又は里親等への委託を解除されたこども等に対し、委託中からそれぞれの課題に応じた自立支援を行うとともに、委託解除後の継続的な状況把握と必要な支援を行うことにより、将来の自立に結びつける。

② 内容

- ア 自立支援計画への助言及び進行管理
- イ こどもの学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源等や他機関との連携
- ウ 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等
- エ 委託解除前からの自立に向けた相談支援
- オ 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助
- カ その他子ども等の自立支援に資する業務

③ 留意事項

- ア 各関係機関に対し、児童への理解や配慮等、協力体制の依頼を行うとともに、他機関の相談員や里親支援専門相談員等と情報交換を行う等、相談援助の質の向上を図ること。

(6) 乳幼児緊急里親確保事業に係る業務

① 目的

乳幼児の緊急一時保護等の際の受入先の調整に苦慮するため、乳幼児の一時保護委託を受ける里親に対して受入手当等を支給し、乳幼児の緊急受入先を確保する。

② 内容

ア 乳幼児緊急里親の募集及び選定並びに契約

乳幼児緊急里親の募集に当たっては、事前に児童相談所と募集する乳幼児緊急里親の要件等を協議の上、実施すること。また、児童相談所を含めた乳幼児緊急里親選定委員会を設け、乳幼児緊急里親6組を選定し、乳幼児緊急里親に係る契約を行うこと。

イ 乳幼児緊急里親の対応不可日等の確認

事前に乳幼児緊急里親の家庭状況や、対応不可日等の情報を把握し、児童相談所に共有すること。

ウ 乳幼児緊急里親への養育物品の支給

乳幼児を養育するにあたって、必要な物品（ミルク、衣服、おむつ等）を乳幼児緊急里親及び児童相談所からの求めに応じて支給すること。

エ 一時保護委託中の里親支援

乳幼児緊急里親への一時保護委託中に、児童相談所等との訪問等により、里親への養育支援を行うこと。

オ 一時保護委託解除後のフォロー

乳幼児緊急里親への一時保護委託解除後に、訪問等により、乳幼児緊急里親家庭の状況等を確認し、次回の一時保護委託に向けたフォローを行うこと。

カ 乳幼児緊急里親への経費の支給

乳幼児緊急里親に対して、緊急受入準備料を1月あたり3万円、受入対応手当を一時保護委託の受入1回あたり4万円支給すること。

なお、記載に経費に加え、児童相談所及び所管課と協議の上、里親支援センターの財源で支給額を上乗せすることができる。

③ 留意事項

- ア 必要に応じて、乳幼児緊急里親に対して事前に研修を行うこと。
また、研修を実施した場合、その結果を児童相談所に報告すること。
- イ 乳幼児緊急里親への一時保護解除後のフォローを実施した場合は、報告書に取りまとめ、児童相談所に提出すること。

8 事業運営体制

事業の運営方針、職員の職務内容、支援の内容、金銭及び物品の管理状況、支援対象者の権利擁護に関する事項など、本事業の適正な運営に必要な規程を定めること。

9 守秘義務

里親支援センターは児童福祉施設に位置付けられることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 14 条の 2 の規定により、児童福祉施設の職員としての秘密保持義務の規定が適用される。

また、法第 11 条第 4 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 41 の規定により設置運営主体について、法第 11 条第 5 項の守秘義務の規定が適用される。

10 個人情報保護

- (1) 里親支援センターは、委託業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守し、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- (2) 本事業において、10 の（1）に記載される個人情報には、日々のソーシャルワークにおいて知り得た里親および委託児童の近況や発言、思想、交流関係、悩み、健康状態等も含まれる。
- (3) 個人情報管理台帳（里親登録名簿）及び里親登録世帯ごとの個人情報管理ファイルを作成すること。なお、これらやその一部を事務所外への持ち出しをすることは原則禁止とする。
- (4) やむを得ず、家庭訪問等で聴取した内容を記録する場合は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、個人の特定に繋がる情報と一緒に記載をしないことや、紛失防止策を講じるなど、適正な管理を行わなければならない。
- (5) 10 の（4）をはじめとした個人情報を含むメモや、作成の誤りにより不要となった文書等についても、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断することなど、適正な処分を行わなければならない。
- (6) USB メモリ等の可搬媒体による個人情報の持ち出しは原則禁止とする。
- (7) 業務上知り得た秘密について、いかなる理由においても、公式であるか私的であるかに関わらず、許可なくソーシャルメディア等に掲載することを禁止とする。また、ソーシャルメディアリテラシーに関する内部研修を年 1 回以上実施すること。

- (8) 委託事業の担当から外れた場合や、委託事業者から退職をした場合においても、
秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (9) 知事は、受託者における個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除
及び損害賠償の請求ができるものとする。

11 苦情処理

- (1) 里親支援センターは、その行った支援に関し、児童及び里親等からの苦情に迅速
かつ適切に対応するため、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。
- (2) 里親支援センターは、事業の実施に関し、児童相談所から指導又は助言を受けた
場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

12 記録の整備

里親支援センターは、本事業の利用者への相談支援の記録を作成し適切に管理する
とともに、県が必要と認めたときにはこれを報告すること。

13 報告書の提出

里親支援センターは、発注者の求める期間に実施した事業の実施状況について別に
定める事業実施報告書により、知事に報告すること。

14 業務完了届及び事業実施報告書の提出

里親支援センターは、業務が完了した時は、直ちに業務完了届を作成し、事業の実
施状況や成果をまとめた事業実施報告書及び事業経費の詳細を記載した収支決算報告
書を添付の上、知事に提出すること。

15 経理及び関係書類の整備保存

里親支援センターは、委託業務に関する経理を他の事業と区別して経理事務を行う
とともに、収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備し、契約終了後
5年間保存すること。

16 実施状況の聴取及び調査

知事は、必要に応じて里親支援センターに対して、里親支援センターの実施状況の
聴取及び調査を行うことができる。

17 その他

- (1) 里親支援センターは、7の(1)～(6)の業務の全部を一括して第三者に委託し
てはならない。ただし、事業を効率的・効果的に実施する上で必要と思われる業務
については、あらかじめ知事と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 里親支援センターは、事業の開始前から所管課及び児童相談所と十分協議の上、
事業開始に向けた準備を行うとともに、事業開始後においても所管課及び児童相談
所と連携し、本事業を効果的に実施するよう努めること。また、質の高い里親養育

を実現する上で児童養護施設等との協議・調整が重要であることに留意し、里親支援専門相談員と緊密な連携を図ること。

(3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合の解釈については、県と里親支援センターが協議し、決定することとする。

(4) 本事業の実施により生じた著作物に関する著作権は、全て県に帰属するものとする。